

岡山県ボランティア・NPO活動支援センター研修室・会議室利用規程

(目的)

第1条 この規程（以下「利用規程」という。）は、岡山県ボランティア・NPO活動支援センター（以下「センター」という。）の研修室・会議室の利用について、その必要事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 原則としてボランティア・NPO・コミュニティ活動に関するもので、岡山県ボランティア・NPO活動支援センター長（以下「センター長」という。）が適当と認める研修会や会議等であること。ただし、次の各号に該当する場合は、貸与しない。

- (1) 営利を目的とする利用
- (2) 特定の宗教、政治活動のための利用
- (3) 暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある団体による利用
- (4) その他、条例第8条に基づき、センター長が適当でないと認めたとき

(利用時間)

第3条 利用時間は、平日〔火曜日から金曜日〕は、午前9時から午後9時まで、土曜日・日曜日は、午前9時から午後6時までとする。

(仮予約)

第4条 貸与を受けようとする者は、事前に電話または来所で空室状況を確認し、予約する。（以下「仮予約」という。）

(利用申請)

第5条 仮予約後、一週間以内に別に定める利用申請書を提出し、承認を受ける。一週間以内に利用申請書が提出されない場合は、仮予約を無効とする。

(利用料金)

第6条 研修室・会議室および機材等の利用料金については、別紙「ゆうあいセンター研修室・会議室利用料金表」のとおりとする。貸与を受けた者は、利用日にセンターの受付において利用料の支払いを行うこと。

(予約の取消)

第7条 利用日前日（開館休館日の場合はその前日）の閉館時間までに、センターまで連絡をすること。

2. 予約取り消しの連絡がない場合は、利用料と同一の額を徴収する。ただし、災害等やむを得ないなど、センター長が認めたときはこの限りではない。

(延滞時間)

第8条 使用時間の超過は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情の場合で、かつ支障がないとセンター長が認めたときは、この限りではない。

(利用の取消し及び中止)

第9条 センター長は、承認後または利用中であっても次の場合、その承認の取消し及び利用を中止

させることができる。

1. 利用内容が申請内容と著しく異なったとき、または利用規程に違反したとき
2. 利用により入居者等に異常なる混乱が発生したとき、または危険が予想されるとき
3. 県内で大規模災害が発生し、岡山県災害対策本部が設置されたとき
4. その他、施設管理に支障があるとセンター長が認めたとき

(物品販売)

第 10 条 物品販売をしようとする者は、別紙「研修室・会議室利用時の物品販売等申請書」をセンター長に提出し、センター長の許可を得なければならない。センター長の許可が得られない場合は、これを認めない。

(音楽・運動等)

第 11 条 音楽・運動等の音や振動等を生じる行為をしようとする者は、別紙「研修室・会議室利用時の音楽・運動等届出書」をセンター長に提出しなければならない。

(免責事項)

第 12 条 天災地変、盗難等の事故および第 9 条の規定により利用承認を取消し、又は使用を中止させた場合であってもセンター長は、これによって生ずる損害賠償の責は負わない。

(損害賠償の請求)

第 13 条 使用中の建物、附属物又は備品等をき損し又は滅失したときは何人の行為であっても使用責任者において賠償の責を負うものとする。

(利用者等の遵守事項)

第 14 条 利用者は、別紙「ゆうあいセンター研修室・会議室利用時のお願い」における利用上の注意の各事項を厳守するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う催物等のために入館する者も同様とする。

- (1) 「ゆうあいセンター利用規則」に定めた事項
- (2) その他、センター長が指示した事項

(防災)

第 15 条 不時の災害に備えて利用者は、非常口の場所、誘導方法、消化設備等を前もって了解するものとする。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか必要な事項はセンター長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、令和 5 年 2 月 7 日から施行する。

(経過措置)

3. この施行日以前に利用許可を受けている者は、この規程に基づき利用許可を受けたものとみなす。